神戸学院法学第52巻第４号（2026年９月）

フランスにおける段階的恵与の公示の効果に関する一考察

――破毀院2021年４月14日判決を機縁として――

足　立　公志朗

序論
I. 破毀院2021年４月14日判決の概要
II. 2006年改正前における信託的補充指定の公示
III. 2006年改正の経過
IV. 本判決の位置づけ
結論

序論

1. 問題の所在

本稿[(1)]では，不動産を目的とする段階的恵与[(2)]（libéralité graduelle）における公示の効果を検討する。段階的恵与とは，A（「処分者（disposant）」）がB（「義務者（grevé）」）を受贈者・受遺者に指定し，更に

（１） 本稿で引用する主要な文献は，本文の末尾に掲げる。引用する際は各文献に付された略号を用いる。

（２） フランス民法典において，恵与（libéralité）は「ある者が無償名義でその財産又は権利の全部又は一部を別の者のために処分する行為」と定義されており（民法典第893条１項），生前贈与によるもの及び遺言によるものの２種類のみが認められている（同第２項）。

C（「被指定者（appelé）」）をBの次の受贈者・受遺者に指定すると共に，Bに対して目的財産の保存とB死亡時におけるCへの返戻を命じる恵与である。

フランスでは2006年に民法典の相続・恵与に関する規定が改正されたが（以下「2006年改正」と呼ぶ(3)），段階的恵与は2006年改正前における信託的補充指定（substitution fidéicommissaire(4)）に由来する。2006年改正前は信託的補充指定が原則として禁止されていたが（民法典旧第896条―以下では2006年改正前の規定には「旧」を付する。同改正後の規定には原則として何も付さないが，必要に応じて「新」を付する。また，本稿で引用する条文は，特段の記載がない限りフランス民法典の条文である），一部の類型が例外的に許容されており（「許容される補充指定（substitution permise）」），その例外類型に関する規定が民法典に用意されていた（旧第1048条以下）。2006年改正により信託的補充指定の禁止原則は条文上撤廃され，許容される補充指定に関する条文は「段階的恵与」の名で全面的に改められた（第1048条以下）。

2006年改正前は，許容される補充指定の公示に関する規定が存在したが，右改正により公示に関する規定は大幅に削除され，新第1049条３項のみとなった。ところが，この条文は段階的恵与に関する公示の効果について規定していない。2006年改正後の第1049条は次の通りである。

「このように同意された恵与は，その移転の日に特定でき，義務者の死亡時に現物で（en nature）存在する財産又は権利でなければ，

（３） 相続及び恵与の改正に関する2006年６月23日の法律第2006-728号（Loi nº 2006-728 du 23 juin 2006 portant réforme des successions et des libéralités）による。同改正において創設された段階的恵与は，足立公志朗［2009］において検討した。他にも，金子敬明［2006］, pp. 159-160, note 50；金子敬明［2008］, pp. 400-402；グリマルディ［2008］, pp. 74-75；伊藤昌司［2008］, pp. 107-108；幡野弘樹［2009］；石綿はる美［2014-6, 7］を参照。

その効力を生じない。

この恵与が有価証券（valeurs mobilières）に及ぶとき，その譲渡の場合において，その恵与は，それに代位された有価証券にもまたその効力を生じる。

この恵与が不動産に関するとき，恵与に課す負担は公示に服する。」

段階的恵与に関する公示の規定は本条の第3項のみである。しかし，本条は公示の効果について説明しておらず，民法典の他の条文にも説明はない。そこで，公示の効果，特に公示をなさなかった場合の効果について学説を参照すると，その効果は第三者に対する対抗不能であると説明されるが，特に条文の指示はない(5)。

かかる状況において登場したのが破毀院2021年4月14日判決（Cass. 1re civ., 14 avril 2021, nº 19-21290. 以下「本判決」と呼ぶ(6)）である。本判決は，明示していないものの，段階的遺贈の公示がなされていない場合に，被指定者は段階的遺贈について目的財産の第三取得者に対抗することができないという理解を前提に結論を導いている。そこで本稿では

（4） « substitution fidéicommissaire » について，足立公志朗［2009］では「信託的継伝処分」と訳していたが，« substitution fidéicommissaire » の起源に遡ったときに，ローマ法における « substitutio » を「補充指定」と訳すこと，及び，その後の歴史的展開を考慮して，本稿では « substitution fidéicommissaire » を「信託的補充指定」と訳している。フランスにおける信託的補充指定の成立過程については，足立公志朗［2014-1〜3］，足立公志朗［2015-4］，足立公志朗［2016-5］を参照。

（5） この点は，足立公志朗［2009-2］, p. 610 において既に言及しており，これは2006年改正の解説書である Delfosse=Peniguel［2006］, nº 535, p. 239 に依拠する。その後，本判決出現以前の文献として，Beignier=Torricelli-Chrifi［2017］, nº 139, p. 98 ; Nicod［2015］, nº 93 などが同様の説明をする。

（6） 本判決の評釈類として，Nicod［2021a］，及び，Vareille［2022］が挙げられる。

本判決が登場するまでの経緯を分析することによって，段階的恵与に関する本判決の意義を説明する。

2. 検討の順番

まず，Ⅰでは，本稿における検討の前提として，本判決の概要を示す。

次に，Ⅱでは，2006年改正前における信託的補充指定の公示について検討する。同改正前においては，信託的補充指定の公示の欠如の効果が明瞭に規定されており，それが第三者への対抗不能であったことを確認する。

ところが，2006年改正後の条文には，段階的恵与の公示の効果に関する条文が見られない。そこで，Ⅲでは，2006年改正の経過を検討する。段階的恵与の公示の効果に関する説明は見られないが，それは対抗不能という効果を変更する趣旨ではないことを指摘する。

最後に，Ⅳにおいて，2006年改正後の学説の理解を分析した上で，段階的恵与の公示の効果に関する本判決の位置づけを検討する。

Ⅰ. 破毀院2021年４月14日判決の概要

A. 事案

原判決（コルマール控訴院2019年６月21日判決）によると，次の事実が認定されている。

2010年２月10日に亡くなったＺ女は，相続人としてその夫（Ｍ）と子Ｘ男がいた。Ｚは自筆証書遺言（2006年12月３日付け―以下「本件遺言」と呼ぶ）を遺しており，それは絵画の裏側に記されたものであった。(7)

（７） 本件遺言は絵画の裏に記されているという点で特色があるので，フランス民法典における自筆証書遺言（testament olographe）の要件について補足する。この点に関する第970条は，「自筆証書遺言は，遺言者の手によって，全文が書かれ，日付が付され，署名されなければ，全く有効ではない。他のいかなる方式にも服さない。」と規定する（フランス民法典の条文の訳にあたっては，法務大臣官房司法法制調査部『フランス民法典

「私こと下記署名者〔Z〕…は，この絵，並びに，私が保有する（posseder）あらゆるもの及びその内容物が，直接の遺贈として（en directe lègue（本文ママ）），私の夫であり愛するMに行くことを欲する。その者の死亡時において，全てのものが私の子であるXに戻るように，しかし，その父の生前ではない。他のいかなる相続人も，いかなるものであれ正当化することができない。」

2010年11月5日，公証人Nは，分割証書（acte de partage：以下「本件証書」と呼ぶ）を作成したが(8)，Nは，本件遺言による遺贈（以下「本件遺贈」と呼ぶ）は残存物遺贈であり，第1に指定された特定受遺者Mは甲建物の完全な所有者であると理解していた。そのため，Nは

—家族・相続関係—』（法曹会，1978年），同『フランス民法典—物権・債権関係—』（法曹会，1982年）を参考にしている）。ここから次の3つの要件が分析される（Malaurie=Brenner［2024］, nº 383, p. 306）。第1に，全文が遺言者の手で書かれていること，第2に，日付の存在，第3に，遺言者の手書きによる署名の存在である。他方で，媒体には特に制約はなく，極端な例として洗濯機に書かれた遺言が紹介されることもある（Nancy, 26 juin 1986, JCP N. 1987, II, 96）。本判決では自筆証書遺言の有効性は問題とされていない。むしろ，本判決は，絵画の裏に書かれた遺言という特殊な例（Vareille［2022］, p. 23）として一部の教科書で紹介されている（Voirin=Goubeaux［2022］, nº 803, p. 368）。

（8） 共同相続人間で共有（indivision）状態となった遺産を分割する方法として，協議上の分割（partage amiable）及び裁判上の分割（partage judiciaire）が挙げられる。本判決で問題となる分割は協議上の分割であり，分割証書が作成されるが，その作成自体は協議上の分割の要件ではない。しかし，公示に服する財産を含む相続財産の分割は公証人証書（acte notarié）によることが規定されており（第835条第2項），本判決のように相続財産に不動産が含まれる場合には公証人による分割証書が作成される。さらに，不動産を含む相続においては，被相続人からの所有権移転を公示するための公証人確認書（attestation notariée; attestation de propriété）の作成が求められている（1955年1月4日デクレ第28条第3号）。したがって，不動産を含む相続においては公証人の関与が必須である。この点について，コンブレ［2015］, pp. 98 et s.；中原太郎［2020］, p. 575を参照。

段階的遺贈の負担に関する公示を行わなかった[9]。その後，MはFと再婚し，2013年9月13日，公証人Nの面前でMは甲建物をFに売却した。

これらの事実を踏まえて，Zの子であり本件遺贈の第2の受遺者であるXは，MとNを召喚し，Xは甲建物を含む遺贈の目的財産について残存物遺贈ではなく段階的遺贈の受遺者であるところ，この恵与に関する解釈を誤ったために右分割証書が錯誤の瑕疵を帯びていることを根拠に，本件証書を無効とすること（第887条第2項[10]），及び，この誤りのせいでMは甲建物をFに売却し，それによってXは甲建物を取得する機会を失ったことを根拠に，Nに対して助言義務（devoir de conseil）の不履行による損害を賠償すること（2016年2月10日のオルドナンス第2016-131号による改正前の第1382条[11]，現在は第1240条）等を求めた。

B. 原判決（コルマール控訴院2019年6月21日判決）

本稿における分析に必要な部分のみを抽出する。

第1に，分割証書の有効性について，コルマール控訴院は，本件遺贈が，受遺者Mに対して目的財産の保存及び死亡時における返戻を義務づけるという段階的遺贈であって，本件遺言にそれ以外の解釈の余地はないこと，本件分割証書は，目的財産に対する負担を考慮せずに作成されていること，よって，共同分割者の同意は錯誤を理由とする瑕疵を帯

（9） 第1061条は，段階的恵与に関する第1049条が残存物遺贈にも適用されると規定する。したがって，不動産を目的とする残存物遺贈も公示に服する。

（10） 第887条第1項及び第2項の和訳は次の通りである。

「分割は，強迫又は詐欺を事由として取り消すことができる。

分割は，錯誤が共同分割者の権利の存在若しくは割合（quotité），又は，分割すべき財産（masse partageable）に含まれる財産の所有権に及ぶとき，同じく錯誤を事由として取り消すことができる。」

第2項の錯誤に基づく取消の例として，共同分割者の権利の範囲に影響を及ぼすような遺言を知らずに分割がなされた場合が挙げられる（Malaurie=Brenner［2024］, n° 793, p. 619）。

びていること，これらの点を理由として，本件証書を無効とした。

第２に，損害賠償について，コルマール控訴院は，公証人Ｎの情報提供義務及び助言義務の不履行に基づくフォートを認定した上で，Ｎに対してＸへの損害賠償の支払を命じた（総額は12万8093.58ユーロ）。その内，上告審で問題となる，Ｘの機会喪失の部分について補足する。Ｍは本件遺贈が段階的恵与であることを知らなかったため，甲建物をＦに売却してしまい，その結果，Ｘは甲を取得する機会を喪失した。本件建物の評価額は12万ユーロであるところ，本件における機会喪失は右価額の85％と評価される。そのため，甲建物取得の機会喪失に対する損害賠償の金額は10万2000ユーロとされた。

この判決に対してＮが上告した。

C. 上告理由

上告理由は多岐にわたるが，段階的恵与の公示の効果は直接の問題点ではなく，本判決において取り上げられたのは損害賠償の金額である。すなわち，賠償は損害と同程度でなければならないところ，原判決は，Ｎに対して，本件遺贈の性質決定に関する判断の誤りによって生じた甲建物の機会喪失に相当する10万2000ユーロを含む合計12万8093.58ユーロの損害の賠償をＸに支払うように命じた。しかし，Ｘがかかる損害を受けることによって租税上の利益を受けたか否かを審査していないと主張された。

D. 判旨

本判決は次のように述べて原判決の一部を破毀し，コルマール控訴院に差し戻した。

「原判決は，機会喪失として10万2000ユーロの金額をＸに支払うように，Ｎに有責の判決を下すために，〔原判決〕固有の理由及び〔第一審で〕採用された理由により，ＺによってＭのために同意された遺贈は，受

遺者がその目的である財産を保存し，民法典第1040条[(12)]の規定に従い，その死亡時には，その証書において指定された第二受益者（gratifié）にその財産を移転する義務からなる負担を課されていると述べる。原判決は，右公証人〔N〕が，段階的遺贈と残存物遺贈との間の区別についてMとXの注意を喚起しなかったこと，遺贈に課されたこの負担の存在を考慮に入れずに，2010年11月５日の証書によってなされた分割は無効原因を帯びたこと，したがって，公証人の助言義務違反は直接的にその父〔M〕の死亡時に…所在の〔甲建物〕に関する相続人Xによる機会喪失の原因となることを付言する。原判決は，この損害は，遺贈に課された負担の存在を考慮してその権利の価値を評価するために鑑定を命ずる必要はなく，右財産の売買代価の85％と評価されうると述べる。」

「控訴院は，遺贈の性質決定に関する錯誤を理由として，Xがその損害を減じる性質の租税の節約による利益を受けたか否かを，控訴院は求められている通りに調査することなく，かように判示し，控訴院はその判決に法的根拠を与えなかった。かかる理由により，当院は，コルマール控訴院によって2019年６月21日に当事者間に与えられた判決を破毀し，無効とするが，Xが受けた機会喪失に由来する損害を10万2000ユーロとする部分に限る。この点につき，当院は，本件及び両当事者を原判決の前の状態に復帰させ，コルマール控訴院に差し戻す[(13)]。」

（11）　同条の和訳は以下の通りである。

「他人に損害を生じさせる人の行為はいかなるものであってもすべて，過失によってそれをもたらした者に，それを賠償する義務を負わせる。」

公証人の助言義務の不履行により生じた損害について，その公証人は損害賠償責任を負うが，その性質は契約責任ではなく，不法行為責任であると考えられている（Pierre［2022］, nº 1）。

（12）　同条の和訳は次の通りである。

「不確実な出来事に依存する条件の下で行われる遺言による処分で，遺言者の意思にしたがえば，その出来事が到来し，又は到来しない場合に限ってその処分が執行されるべきであるようなものはすべて，指定相続人又は受遺者がその条件の成就前に死亡する場合には，失効とする。」

II. 2006年改正前における信託的補充指定の公示

本章の目的は2006年改正前における信託的補充指定の公示に関する規律を分析することである。右改正前，信託的補充指定は原則として禁止されていたが（旧第896条），旧第1048条以下に，例外的に許容される補充指定に関する規定が用意されており，その中に，信託的補充指定の公示に関する規定が存在した(14)。そこで，A において，この公示に関する規定を分析し，その効果は第三者への対抗不能であることを説明する。次に，信託的補充指定の公示の欠如を主張することができる者について，公示の一般法との対比で特色があるため，この点を B で説明する。この特殊性を浮かび上がらせるのが「公示の一般法」という視点であり，IV において2006年改正後における段階的恵与の公示の効果を検討する上で重要な意味を持つ。

A. 信託的補充指定の公示の欠如の効果

信託的補充指定の公示に関連する条文を掲げる。1955年１月４日デクレ第55-22号（以下，「1955年デクレ」と呼ぶ）及び同年10月14日デクレ第55-1350号(15)を踏まえた，1959年１月７日オルドナンス第59-71号による改正後の条文であるが，原始規定から内容に大きな変更はない(16)。

旧第1069条

（13） 本件の差戻審判決は公表されていないようである。

（14） この規定は，歴史的には1747年の補充指定王令に遡ることができる。1747年の補充指定王令における補充指定の公示に関する規定については，足立公志朗［2014-3］, pp. 493-496 を参照。

（15） 1955年の不動産公示制度改革の分析として，まず星野英一［1959］を参照。

（16） 不動産公示に関しては1855年３月23日法律も重要であるが，本文に掲げた条文は同法律による修正を受けていない。

「返戻を負担とする生存者間の，又は遺言による行為による処分は，あるいは返戻義務者の，あるいは執行のために選任される監督人（tuteur―以下，執行のために選任される監督人を「監督人」と呼ぶ(17)）の発意に基づいて，不動産に関しては土地の公示に関する法律及び規則にしたがって，先取特権付き又は抵当権付きの債権に関してはこの法典第2148条及び第2149条第２項の規定にしたがって公示する。」

旧第1070条

「その処分を含む行為の公示の欠如は，債権者及び第三取得者によって，未成年者又は後見に付された成年者に対しても対抗することができる。但し，義務者及び執行のための監督人に対する訴えを妨げない。未成年者又は後見に付された成年者は，義務者及び監督人が支払不能の場合であっても，公示の欠如に対して復権することができない。」

旧第1071条

「公示の欠如は，債権者又は第三取得者が公示の方法以外の方法によって当該処分を知ることができたということによって，補完されることも，治癒されたとみなすこともできない。」

旧第1072条

「受贈者，受遺者は，又はその処分をなした者の嫡出相続人でさえも，さらには，これらの者の受贈者，受遺者又は相続人もまた，いかなる場合においても，被指定者に対し，公示又は登記の欠如を対抗することができない。」

（17）　大島俊之［1990-1］, p. 97 ; 大島俊之［1991］, p. 78 では，「継伝監督人」と訳されている。

信託的補充指定の公示の目的は，義務者のためにする所有権の移転を知らせることではなく，義務者の手元にある財産が譲渡不能であり差押え不能であることを知らせることである[18]。公示をなすのは義務者又は監督人である（旧第1069条）。

信託的補充指定の公示の効果であるが，信託的補充指定を含む行為が公示されなかった場合，第三者から対抗される[19]（旧第1070条本文）。したがって，被指定者は，信託的補充指定に基づく権利の取得を，第三者に対して主張することができない[20]。第三者への対抗不能のサンクションが用意されているのである[21]。

この公示の効果について，義務者が信託的補充指定の目的財産を譲渡した場合を想定して説明すると次の通りである[22]。義務者は，処分者から目的財産を譲り受けると目的財産の所有者となり，第三者にそれを譲渡することができる。信託的補充指定の公示がなされた場合であっても，義務者が目的財産を譲渡することによって，譲受人が所有者となる。義務者の生存中は，被指定者はその譲渡に対して異議を申し立てることができない。しかし，義務者の死亡等によって被指定者の権利が開始すると，被指定者が目的財産の所有者となり，しかも，義務者からの譲受人はその譲渡について被指定者に対抗することができない。その結果，被指定者は義務者からの譲受人に対して，目的財産の引渡しを求めることができる。したがって，信託的補充指定の公示がなされた場合，現実には目的財産を義務者から譲り受けようとする者は現れないと言われる。他方で，被指定者が義務者より先に死亡するなどして，信託的補充指定

（18） Mazeaud［1999］, n° 1445, p. 633.

（19） Mazeaud［1999］, *ibid.*

（20） Planiol=Ripert［1957］, n° 807, p. 1005. この場合，被指定者は，義務者又は監督人に対して民事責任を追及することができる（旧第1070条但書，監督人について旧第1073条）。

（21） Mazeaud［1999］, n° 1445, p. 633.

（22） Mazeaud［1999］, n° 1446, p. 634 を参考にしている。

が失効（caduc）する場合には，義務者からの譲受人は，目的財産を確保することができる。

これとは反対に，（本件のように）信託的補充指定の公示がなされなかったならば，義務者が目的財産を譲渡することによって，譲受人が所有者となり，原則として，被指定者は信託的補充指定について主張することができない（旧第1070条本文）。譲受人は通常の所有者からその財産を譲り受けたものとして扱われる(23)。

B.「第三者」の比較

それでは，公示がなされなかった場合，誰に対する対抗不能となるのか。信託的補充指定の公示における「第三者」に関する原則は，公示の一般法における「第三者」とは異なると指摘されているため，最初に一般法における「第三者」の概要を説明し，その次に，一般法と対比しながら信託的補充指定の公示における「第三者」の内容を説明する。

まず，この点における一般法として挙げられるのは，土地公示に関する1955年デクレ第30条である。同法第30条―１第１項は，「第28条第１号に基づいて公示に服する証書および判決は，公示されていない場合には，同一の不動産につき同一の前主から同一の公示義務に服する証書または判決により競合する権利を取得し，かつ，公示した第三者，または，先取特権もしくは抵当権を登記した第三者に対抗することができない。…」と規定する(24)。この規定から導出される「第三者」の要件３点(25)を，本稿に必要な範囲で補足しながら説明する。第１に，同一前主からの特定名義承継人であることが挙げられる。この特定名義承継人には有償名義承継人だけでなく無償名義承継人も含まれる(26)。第２に，同一不動産上

（23）　Planiol=Ripert［1957］, n° 807, p. 1005.

（24）　本条の訳にあたっては，「不動産登記法」『民事月報』第51巻第２号（1996年）194頁を参考にした。

（25）　J. et S. Piedelièvre［2014］, n° 471, p. 298 による。

に競合する権利を取得したことが挙げられる。所有権の二重譲渡が典型例として挙げられており，また登記済の不動産先取特権者及び抵当権者も「第三者」に含まれるが(27)，無担保債権者は「第三者」に含まれないと考えられている(28)。第３に，競合する権利が公示されていること，である。これら３点に加えて，判例上第三者には，先行する譲渡の存在を知らなかったという善意も求められる(29)。

以上を踏まえて，信託的補充指定の公示における「第三者」の原則と，公示の一般法における「第三者」との間の相違点は，次の３点にまとめられる(30)。第１に，義務者の無担保債権者も含まれる（旧第1070条(31)）という点で一般法よりも広い。第２に，義務者の無償名義承継人は含まれないという点で，一般法よりも狭い(32)。補足すると，旧第1072条は，処分者の受贈者，受遺者，又は嫡出相続人，さらにこれらの者の受贈者，受遺者又は相続人は，公示の欠缺を主張することができないと規定する。具体例として第１に挙げられるのは，義務者の無償名義承継人である(33)。つまり，義務者の無償名義承継人（受贈者，受遺者など）は，信託的補充指定の公示がなされていなかったとしても，公示の欠缺を主張すること

（26） Malaurie=Aynès［1992］, nº 1217, p. 361.

（27） Piedelièvre［2000］, nº 423, pp. 250-251.

（28） Piedelièvre［2000］, nº 425, p. 252.

（29） J. et S. Piedelièvre［2014］, nº 496, p. 313. 但し，今村与一［2018］, p. 219 は，フランスの判例における第三者の悪意を単なる事実の知・不知として受け取ることに，批判的な見解を示す。フランスでは，制度上公証人を介さなければ不動産取引が完結しないため，二重売買が生じるのはそもそも例外的な事態だからである。

（30） Piedelièvre［2000］, nº 178, p. 105 ; Grimaldi［2001］, nº 395, p. 390.

（31） Planiol=Ripert［1957］, nº 808, p. 1005.

（32） Planiol=Ripert［1957］, nº 808, p. 1005 ; Delfosse=Peniguel［2006］, nº 535, p. 239, note 81 ; Nicod［2021b］, nº 93.

（33） 処分者の承継人には，信託的補充指定の公示の欠缺につき被指定者に対抗する利益がないと指摘されている（Marty=Raynaud［1983］, nº 673, p. 499）。

ができないため，被指定者の権利が優先する。有償名義承継人との対比で，無償名義承継人に公示の欠缺の主張が認められない理由は，義務者から目的財産を取得するにあたって対価を要していないことが挙げられている[34]。第３に，「第三者」は公示以外の方法によって補充指定の存在を知っていたとしても，補充指定に関する公示の欠缺を主張することができる（旧第1071条[35]）。信託的補充指定の公示に関するこれらの特則は，1747年の補充指定王令の影響を強く受けたものであって[36]，今日における妥当性には疑問も示されていた[37]。

このように，信託的補充指定の公示の欠如には，第三者への対抗不能というサンクションが民法典の条文に用意されており，対抗不能となる「第三者」には公示の一般法との関係で特殊性があると考えられていた。この文脈における一般法は対抗不能のサンクションを規定する1955年デクレ第30条であるが，この条文は2006年改正後の段階的恵与の議論においても公示の一般法として挙げられる規定である。

III．2006年改正の経過

それでは，2006年改正によって，信託的補充指定の公示に関する規定はどのように変化したか。序で指摘した通り，信託的補充指定の名は段階的恵与に改められ，公示に関する規定は大幅に削減された。その結果，段階的恵与の公示がなされなかった場合の効果に関する規定は見られない。

そこで以下では，第１に，2006年改正に大きな影響を与えた『恵与―法律の提案』の内容を分析し（A），第２に，2006年改正の議会におけ

（34）　Mazeaud［1999］, n° 1445, p. 633.
（35）　Planiol=Ripert［1957］, n° 807, p. 1005 ; J. et S. Piedelièvre［2014］, n° 193, p. 134 ; Nicod［2021b］, n° 93.
（36）　足立公志朗［2016-5］, p. 60.
（37）　Piedelièvre［2000］, n° 178, p. 105 ; Nicod［2021b］, n° 93.

る審議の経過を分析する（B）。いずれにせよ，公示の効果に関する説明は見出されないことを確認することになる。

A.『恵与―法律の提案』

2006年改正における段階的恵与及び残存物恵与の条文に大きな影響を与えたのが，カルボニエ（J. Carbonnier）等による『恵与―法律の提案』（Carbonnier et al.［2003］. 以下，『法律の提案』と呼ぶ）である。本書は，その題名が示す通り恵与法に関する立法提案であり，2006年改正にも大きな影響を与えている。しかし，段階的恵与の公示の効果については多くを語らない。

『法律の提案』における段階的恵与に関する規定は，「第４節　特殊な地位にある恵与」・「第２款　段階的恵与」（草案第1027条～同第1039条の１）に含まれる。段階的恵与の公示に関する規定は，草案第1028条第２項である。同第1028条は次の通りである。(38)

> 「移転の負担は，一般に，受領された財産を価値において保存する義務しかもたらさない。
>
> その財産を現物において保存する義務は，明示の条項からでなければ生じない。この条項は，それが不動産にかかるときは公示に服する。」

本条から明らかな通り，『法律の提案』において提示された段階的恵与の枠組みにおいて，義務者に課される保存義務は，原則として現物の保存義務（obligation de conserver en nature）ではなく，価額の保存義務（obligation de conserver en valeur）である（草案第1028条第１項）。これは，当時の「許容される補充指定」に寄せられた批判，すなわち，

（38）　Carbonnier et al.［2003］, p. 83.　なお，段階的恵与に関する説明は同書82頁～88頁である。

処分の自由を奪い，富の流通を阻害するという点に応えたものであった。したがって，被指定者の権利が開始した時[39]に被指定者の権利が及ぶのは，段階的恵与の目的物を義務者が譲渡しなかったならばその目的物であり，義務者が既に譲渡したならば，その目的物の代位物（草案第1039条[40]第１項），又は，譲渡時の価値（同条第２項）である。したがって，義務者の譲受人が被指定者から目的財産の引渡しを求められることはないため，この場合に段階的恵与を公示する旨の規定は設けられていない。

これに対して，その目的物を現物で保存する義務は，明示の条項がなければ生じない（草案第1028条第２項前段）。現物の保存義務が義務者に課された場合，被指定者の権利開始時までに義務者がその目的物を譲渡していたとしても，その目的物に被指定者の権利が及ぶことになる。同項後段は，まさにこの現物の保存義務を導く明示の条項を公示の対象としている。もっとも，公示がなされなかった場合の効果に関する規定は置かれておらず，公示に関する説明も見当たらない[41]。

このように，『法律の提案』の段階的恵与においては，「許容される補

（39）　被指定者の権利が開始するのは，原則として義務者の死亡時である（草案第1036条１項）。

（40）　草案第1039条の和訳は次の通りである。

「被指定者の権利は，負担の課された財産，又は，義務者がその財産の保存の義務を課されていないとき，それらの財産に代位される財産に及ぶ。

その財産が譲渡され，その価額の再使用がなされなかったとき，義務者は，譲渡時の価値の負債を負う。」

（41）　残存物恵与の規定にも公示に関する規定は存在する。残存物恵与の場合，第一受益者（文字通り « premier gratifié » と表現されており，「義務者（grevé）」という語は用いられない）は保存の義務を負わないが（草案第1040条），目的物の遺言による処分は禁止される（同第1041条第１項）。それに加えて，目的物を生前贈与によって処分することも禁止することができるが（同第２項前段），この禁止が不動産に関わる時は公示に服する（同後段）。この公示についても説明はなされておらず，また，公示がなされなかった場合の効果に関する規定も置かれていない。以上について，Carbonnier et al.［2003］, pp. 88-89 を参照。

充指定」とも，2006年改正後の段階的恵与とも異なり，義務者には原則として価額の保存義務が課されるのであり，現物の保存義務は例外であった。したがって，原則の場合には義務者から目的物を譲り受けた第三者に影響が及ばないため，公示に関する規定が設けられず，例外の場合にのみ公示の規定が設けられた。しかし，その効果については特段の説明がなかった。

B. 議会における審議

『法律の提案』で見られた義務者の保存義務に関する変化には，議会における審議の中で逆向きの修正が加えられることになる。2006年改正は国民議会（Assemblée nationale）の第一読会（1），元老院（Sénat; 2），国民議会の第二読会（3）と手順を踏んで作業が進められたため，以下ではこの順で改正の経過を検討するが，新1049条について目立った議論は見られない。

1. 国民議会第一読会

2005年 6 月29日提出の政府提出法案（projet）第17条には，第 6 節が「段階的恵与及び残存物恵与」とされる旨規定され，残存物恵与に関す

（42） *Projet de loi portant réforme des successions et des libéralités, Assemblée Nationale*, n° 2427（rectifié）, 29 juin 2005, p. 72.

（43） 但し，残存物恵与に関する条文案は示されており，第一受益者は目的物を生前贈与によって処分することが禁じられる可能性も示されている（草案第1074条の 6 第 2 項）。第一受遺者が目的財産の「不動産」を生前処分によって処分することが禁止されている場合，『法律の提案』ではその禁止は公示に服することになっていたが，本法案はその場合の公示について規定していない（*Ibid.*, p. 73）。

（44） S. Huyghe, *Rapport présenté au nom de la commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l'administration générale de la République sur le projet de loi（n° 2427）, portant réforme des successions et des libéralités*, n° 2850, 8 février 2006, p. 279.

る規定は用意されているが（法案第17条[42]），段階的恵与に関する条文案は示されない[43]。2006年２月８日付けの『報告書』には段階的恵与に関する規定が準備中であることが示されている[44]。

2006年２月９日，国民議会議員ユイグ（Huyghe）による修正案において段階的恵与に関する条文案が示される[45]。前掲の法案が残存物恵与のみを扱うのに対して，この修正案は，信託的補充指定の名を「段階的恵与」と改めた上で，信託的補充指定に関する規定の内容を一新させて一連の規定を示している。その内容の変更として第一に挙げられるのが，適用領域の拡大である。修正案にはその例は明示されていないが，許容される補充指定における，義務者を子又は兄弟姉妹とする制約を撤廃したことがその一例であると思われる[46]。

さて，その筆頭である草案第1048条は改正後の第1048条と全く同一である。この条文では義務者に現物の保存義務が課されている。段階的恵与の公示に関しては，草案第1049条第２項が規定している。この条文は改正後の第1049条第３項と同一である。しかし，その内容について特に説明は見られない[47]。報告書等にも説明はなく，特に審議の形跡も見られない。2006年２月22日，段階的恵与に関する草案は，そのまま採択された。

2. 元老院

次に元老院における審議である。新第1049条第３項は，国民議会の審

（45） *Amendement présenté par M. Huyghe, rapporteur au nom de la commission des lois, n° 197 rect., Assemblée Nationale*, 9 février 2006.

（46） *Ibid.*, p. 3.

（47） なお，本草案においては，段階的恵与の目的物を「種類物（choses de genre）」に絞るという立場が示されている。他方で，草案第1049条第２項からも明らかな通り，不動産が目的物になる可能性を認めている。かかる意味で，本草案の立場は不明瞭であるが，後述する通り，目的物を種類物に絞るという立場は元老院において斥けられている。

議では草案第1049条第２項として登場したが，元老院の審議において現行法と同じ第1049条第３項[(48)]に移された。その経過を以下で説明する。

国民議会では，段階的恵与の目的物を種類物に絞る旨の規定を置くなど，その趣旨に不明瞭な部分が見られたが，元老院議員リシュモン（Richemont）の報告書[(49)]によると，『法律の提案』とは異なり，段階的恵与において義務者は「価値の保存」ではなく「現物の保存」の義務が課されることになった[(50)]。そのため，義務者は，目的物を有償であれ無償であれ処分することができない。そこで，段階的恵与が不動産に関わる場合，公示が求められることになる。これが第1049条第３項の趣旨である。実務上は段階的恵与の公示は抵当権保存所においてなされる[(51)]。

本規定が第２項から第３項に移されたのは，有価証券が段階的恵与の目的物とされ，その有価証券が義務者によって譲渡された場合に，その代位物が段階的恵与の目的物となることを規定する第1049条第２項が新たに挿入されたことによる。

いずれにせよ，この公示の効果に関する言及はなく，右草案は2006年５月17日に採択された。

3. 国民議会第二読会

元老院で修正された改正法案は，国民議会第二読会における審議に付された。もっとも，段階的恵与及び残存物恵与に関する修正はなく，その報告書にも審議においても段階的恵与の公示について特に言及されな

（48） 本規定は，草案第1061条により，残存物恵与にも準用される。

（49） Richemont［2006］, pp. 261 et s.

（50） 価値の保存から現物の保存に立場が変更された理由は３つ挙げられている。第１に，義務者による浪費を防止すること。第２に，目的財産を家族の中に留めることができること。第３に，被指定者が処分者から目的財産を直接に取得するという「擬制」（新第1051条）に適合的であること。これらの詳細については，足立公志朗［2009-2］, pp. 611-612 を参照。

（51） Richemont［2006］, p. 262.

かった。(52)

このように2006年改正の経過に関する資料からは，段階的恵与の公示の効果に関する説明を見出すことができなかった。これは段階的恵与の公示の効果について，2006年改正前と異なる効果を付与するものではないと評価することもできるだろう。実際，次章で検討する通り，2006年改正後も段階的恵与の公示の効果は対抗不能であると理解されている。

IV. 本判決の位置づけ

A. 本判決に至るまでの議論の状況

前章において2006年改正の立法過程を検討したが，段階的恵与の公示の効果は依然として不明瞭であった。それでは，2006年改正から本判決登場までの間における，学説の説明はどうであったか。この点，公示がなされていない場合，公示の一般法に従い，被指定者は第三者に対抗することができないと考えられていた。

そもそも，段階的恵与の公示についてまとまった議論を展開する学説も，対抗不能という効果が明示されていないことを問題としていない。例えば，J. et S. Piedelièvre［2014］, n° 193, p. 134 は，新第1049条第 3 項が次の 2 点において不十分であると述べる。第 1 に，この公示をなすべき者が明記されていない。第 2 に，この公示がなされるべき期間が明記されていない。この 2 点について同書は次のように述べる。第 1 については，義務者が公示をなすべきである。第 2 については，公示がなされていない限り，段階的恵与は第三者に対抗不能であると述べる。この点について補足すると，フランスの不動産公示制度においては，義務的

（52） 段階的恵与に関する説明は，S. Huyghe, *Rapport fait au nom de la commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l'administration générale de la République sur le projet de loi, modifié par le Sénat, portant réforme des successions et des libéralités*, 8 février, n° 3122, 6 juin 2006, pp. 54–57 に見られる。

公示のカテゴリーに属する証書及び判決と任意的公示のカテゴリーに属するものとに区分され，前者は定められた期間内に公示することが義務付けられており（1955年デクレ第32条），その期限を徒過すると民事責任が生じうる[53]。この点を受けた指摘であるが，段階的恵与については民法典に公示の期間が定められていないため[54]，期限徒過に基づく民事責任は問題とならず，対抗不能のサンクションのみが問題となる。このように，新第1049条第３項は，段階的恵与の負担に関する公示がなされなかった場合の効果を明示していないが，第三者に対する対抗不能であると考えられている。同書以外で段階的恵与の公示の効果について説明する文献も，その公示がなされない場合に第三者に対する対抗不能であるという点で一致しているが，根拠条文の説明は特に見られない[55]。

むしろ，新第1049条第３項については，旧規定に存在した「第三者」に関する特則が失われたことが評価されている[56]。旧規定に存在した「第三者」に関する特則は，既述の通り，第１に，義務者の無担保債権者も含まれるという点（旧第1070条），第２に，「第三者」に義務者の無償名義承継人は含まれないという点（旧第1072条），第３に，「第三者」は公示以外の方法によって補充指定の存在を知っていたとしても，補充指定に関する公示の欠缺を主張することができるという点（旧第1071条）の３点である。これらの特則は歴史的な事情で残されていたに過ぎず，最

（53） J. et S. Piedelièvre［2014］, nº 109, p. 72.

（54） 但し，遺贈による不動産物権変動には公証人確認書の公示が求められており，その公示をなすべき期間が定められている。相続人又は受遺者は被相続人の死亡時から６ヶ月以内に公証人確認書の作成を公証人に依頼しなければならず，依頼を受けた公証人は４ヶ月以内に公証人確認書を公示しなければならない（1955年デクレ第33条 A ; J. et S. Piedelièvre［2014］, nº 214, pp. 148-149）。したがって，段階的遺贈の場合，この期間の遵守が求められる。

（55） この点は，足立公志朗［2009-2］, p. 610 において既に言及している。石綿はる美［2014-7］, p. 131 も併せて参照。

（56） J. et S. Piedelièvre［2014］, nº 193, p. 134.

早存続させる意味がないと理解された[57]。2006年改正によって旧規定の特則が削除された結果，「第三者」の解釈は土地公示に関する一般法（1955年デクレ第30条）に服することになる[58]。

このように，段階的恵与が不動産を目的とする場合，それが公示に服することは新第1049条第３項の規定する通りであるが，その効果について民法典の条文上は明らかでなかった。もっとも，段階的恵与に関する公示がなされなかった場合，その効果が公示の一般法に基づき第三者への対抗不能であるという点について，特に異論はなかった。また，根拠条文は明示されなかったが，公示の一般法として1955年デクレ第30条が示唆されていた。

B.　本判決の位置づけ

このような状況で現れた本判決では，公証人Ｎが本件遺言に含まれる段階的遺贈を考慮せずに分割証書を作成したために，目的物（甲建物）が第三者であるＦに売却され，その結果，段階的遺贈の被指定者であるＸは甲を取得することができなかった。そのため，ＸはＮに対して損害賠償を請求しているのだが，段階的恵与が公示されなかった場合の効果は争点でなかったため明示的に述べられていない。しかし，被指定者Ｘが甲を取得する機会を喪失したということは，段階的恵与が公示されなかった場合に，被指定者は段階的遺贈について第三取得者に対抗することができないことを前提としている。つまり，この判決によって，段階的恵与が公示されなかった場合の効果が対抗不能であること，言い換えれば，2006年改正前の許容される補充指定に関する規律と同様に，段階的恵与が公示されなかった場合の効果は，第三者に対する対抗不能であり，それは公示の一般法と軌を一にすることが明らかになった[59]。学

（57）　Nicod［2021b］, nº 93.
（58）　J. et S. Piedelièvre［2014］, nº 193, p. 134.
（59）　Nicod［2021b］, nº 93 は，段階的恵与が公示されなかった場合の効果

説において認められていた対抗不能という効果が判例においても確認されたということである。

結論

まず，本稿で検討した内容をまとめると次の通りである。2006年改正以前は，信託的補充指定の公示に関する民法典の規定により，信託的補充指定が公示されなかった場合の効果―第三者への対抗不能―が明示されており，「第三者」の範囲は公示の一般法との関係でその特殊性が指摘されていた（II）。ところが，2006年改正によって信託的補充指定の禁止原則が撤廃され，その名称が段階的恵与に改められた際，公示に関する規定が大幅に削除された。その結果，不動産を目的とする段階的恵与が公示に服することは明示されたものの，公示されなかった場合の効果が不明瞭となった。但し，対抗不能という効果を変更する趣旨ではなかった（III）。実際，2006年改正後の学説は公示の一般法に基づき第三者への対抗不能と理解していた。そのような状況で登場した本判決は，第三者への対抗不能であることを黙示的に示した（IV）。2006年改正前においても，信託的補充指定の公示について，その一般法は1955年デクレ第30条であると理解されていたが，立法過程において特に公示の効果に関する議論が見られなかったのは，2006年改正前の原則を変更する意図はないということであり，だからこそ対抗不能という原則が2006年改正後も学説及び判例において特に異論なく受け入れられているのである。

次に，本判決の事案から読み取りうることを指摘して，本稿の結びとする。本判決によって明らかになった通り，段階的恵与の目的物が不動産である場合，その公示をしなければ被指定者の利益は容易に奪われる。したがって，被指定者の利益を保護するために，義務者は段階的恵与の公示を速やかに行う必要がある。義務者が公示を懈怠した場合，被指定

を説明する際に，本判決を参照している。

者に対して損害賠償責任を負う可能性があるが[60]，本判決の事案が示す通り，義務者と被指定者のそれぞれの利益が対立していることを考慮すると，義務者のみに公示の実現を委ねるのは不安が残る。だからこそ，処分者が，被指定者への権利の移転を確実にするための手立てを事前に講じるべきである（第1052条）。現実には，『法律の提案』において指摘されている通り，公証人の適切な介入が求められる[61]。

残念ながら，本件では本件遺贈に関する公証人の解釈が誤っており，その結果，公証人の介入が適切でなかったため，被指定者は目的財産を取得することが出来なかった。しかし，金額に争いがあるとはいえ，被指定者による公証人に対する金銭賠償の請求は認められた。本件の最終的な結果は明らかではないが，公証人は，責任保険への加入が義務づけられていることから（1955年５月20日デクレ第604号第13条[62]），被指定者の損害はこの保険によって填補されると思われる[63]。このように，被指定者の権利の弱点が露呈した場合の処理のあり方も，この判決から読み取ることができる。

本稿の主な引用文献

- 足立公志朗［2009-1, 2］：足立公志朗「フランスにおける信託的な贈与・遺贈の現代的展開（1），（2・完）―「段階的継伝負担付恵与」・「残存物継伝負担付恵与」と相続法上の公序―」『民商法雑誌』139巻４・５号466頁以下，同巻６号607頁以下（2009年）
- 足立公志朗［2014-1～3］，足立公志朗［2015-4］，足立公志朗［2016-5］：

（60）　2006年改正前は旧1069条がその旨規定していたが，改正後は規定が存在しない。しかし，Nicod［2021b］, nº 92 は，公示を懈怠した場合に義務者が損害賠償責任を負う可能性があることを指摘する。

（61）　第1052条と同文である草案第1029条の解説にその旨指摘されている（Carbonnier et al.［2003］, p. 84）。

（62）　詳しくは，西澤宗英［1988］を参照。

（63）　公証人が負う民事責任の例として，遺贈に課された負担を考慮に入れなかったことが，本判決によって加えられた（Pierre［2022］, nº 1）。

足立公志朗「フランスにおける信託的補充指定の歴史的考察（1）～（5・完）」『神戸学院法学』43巻3号669頁以下，同44巻1号95頁以下，同2号441頁以下（2014年），同45巻1号187頁以下（2015年），同46巻1号1頁以下（2016年）

- Beignier=Torricelli-Chrifi［2017］: B. Beignier, S. Torricelli-Chrifi, *Libéralités et successions, Cours, schémas & tableaux, exercices corrigées de liquidation*, 4e éd., LGDJ, 2017.
- Carbonnier et al.［2003］: J. Carbonnier, P. Catala, J. de Saint Affrique, G. Morin, *Des libéralités: Une offre de loi*, Defrénois, 2003.
- コンブレ［2015］：ジャック・コンブレ「相続処理におけるフランス公証人の役割：相続登記未了問題解決のために」（小柳春一郎訳）『獨協法学』98号89頁以下（2015年）
- Delfosse=Peniguel［2006］: A. Delfosse, J.- F. Peniguel, *La réforme des successions et des libéralités*, Litec, 2006.
- Grimaldi［2001］: M. Grimaldi, *Droit civil, Successions*, 6e éd., Litec, 2001.
- グリマルディ［2008］：ミシェル・グリマルディ（北村一郎訳）「フランスにおける相続法改革（2006年6月23日の法律）」『ジュリスト』1358号68頁以下（2008年）
- 幡野弘樹［2009］：幡野弘樹「相続及び贈与・遺贈法改正，パクスの改正―相続及び贈与・遺贈の改正に関する2006年6月23日法律第728号」『日仏法学』25号218頁以下（2009年）
- 星野英一［1959］：星野英一「フランスにおける1955年以降の不動産物権公示制度の改正」『民法論集第2巻』（有斐閣，1970年）107頁以下（初出1959年）
- 今村与一［2018］：今村与一『意思主義をめぐる法的思索』（勁草書房，2018年）
- 石綿はる美［2014-1～7］：石綿はる美「遺言における受遺者の処分権の制限―相続の秩序と物権の理念（1）～（7・完）」『法学協会雑誌』131巻2号277頁以下，同3号553頁以下，同4号833頁以下，同5号937頁以下，同7号1362頁以下，同8号1475頁以下，同9号1685頁以下（2014年）
- 伊藤昌司［2008］：伊藤昌司「共同相続と遺言法」野村豊弘・床谷文雄編著『遺言自由の原則と遺言の解釈』（商事法務，2008年）101頁以下
- 金子敬明［2006］：金子敬明「大陸法系における信託の可能性？―フランスにおける信託（fiducie）の動向」新井誠編『高齢社会における信託と遺産承継』（日本評論社，2006年）135頁以下
- 金子敬明［2008］：金子敬明「フランス相続法・恵与法の2006年改正について」手塚和彰＝中窪裕也編集代表『変貌する労働と社会システム』（信

山社，2008年）387頁以下
- Malaurie=Aynès［1992］: Ph. Malaurie, L. Aynès, *Cours de droit civil, Les biens, la publicité foncière*, 2e éd. Éditions Cujas, 1992.
- Malaurie=Brenner［2024］: Ph. Malaurie, C. Brenner, *Droit civil, Droit des successions et des libéralités*, 11e éd., LGDJ, 2024.
- Marty=Raynaud［1983］: G. Marty, P. Raynaud, *Droit civil, Les successions et les libéralités*, Sirey, 1983.
- Mazeaud［1999］: H.L.J. Mazeaud, F. Chabas, *Leçons de droit civil, tome IV, 2e volume, Successions - Libéralités*, 5e éd. par L. Leveneur et S. Leveneur, Montchrestien, 1999.
- 中原太郎［2020］：中原太郎「フランスにおける遺言による財産承継の局面での公証人の役割」『法学』83巻４号85頁以下（2020年）
- Nicod［2015］: M. Nicod, *JurisClasseur Civil Code, Art. 1048 à 1056 - Fasc. 10 : LIBÉRALITÉS. — Libéralités graduelles. — Notion. Domaine. Formation*, 26 Octobre 2015.
- Nicod［2021a］: M. Nicod, « Libéralité graduelle : De la distinction du legs graduel et du legs résiduel », Droit de la famille, nº 6, Juin 2021, comm. 98.
- Nicod［2021b］: M. Nicod, *JurisClasseur Civil Code, Art. 1048 à 1056, Fasc. 10 : LIBÉRALITÉS. — Libéralités graduelles. — Notion. Domaine. Formation*, 14 juin 2021.
- 西澤宗英［1988］：西澤宗英「公証人の職務上の責任―フランスの場合―」『公証法学』17号１頁以下（1988年）
- 大島俊之［1990-1］，［1991-2］：大島俊之「信託的継伝処分（後継遺贈）(1)，(2・完)」『大阪府立大学経済研究』36巻１号69頁以下（1990年），同２号１頁以下（1991年）
- 大島俊之［1991］：大島俊之「フランス継伝処分法」『信託研究奨励論集』12号69頁以下（1991年）
- Piedelièvre［2000］: S. Piedelièvre, *Traité de droit civil, La publicité foncière*, LGDJ, 2000.
- J. et S. Piedelièvre［2014］: J. Piedelièvre, S. Piedelièvre, *La publicité foncière*, Defrénois, 2014.
- Pierre［2022］: Ph. Pierre, *JurisClasseur Notarial Formulaire, Synthèse — Responsabilité notariale*, Date de fraîcheur : 14 avr. 2022.
- Planiol=Ripert［1957］: M. Planiol, G. Ripert, *Traité pratique de droit civil français*, 2e éd., Tome V, *Donation et testaments*, par A. Trasbot et Y. Loussouarn, Paris, LGDJ, 1957.
- Richemont［2006］: H. de Richemont, *Rapport fait au nom de la commission*

des Lois constitutionnelles, de législation, du suffrage universel, du Règlement et d'administration générale sur le projet de loi, adopté par l'Assemblée Nationale, portant réforme des successions et des libéralités, n° 343, 10 mai 2006.

- Vareille［2022］: B. Vareille, « Au dos du tableau était une libéralité graduelle », Defrénois, n° 14, 7 avril 2022, p. 23.
- Voirin=Goubeaux［2022］: P. Voirin, G. Goubeaux, *Droit civil, tome 2, Régimes matrimoniaux, Successions — Libéralités*, 32e éd., LGDJ, 2022.

以上

（脱稿日2026年５月31日）